

「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 「週休2日」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の「休日」を確保することをいう。また、「休日」は「現場閉所」とすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

(1) 夏季休暇3日間(8月13日～15日)及び年末年始6日間(12月29日～1月3日)

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事の全部を一時中止している期間及び余裕期間

(4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5% (8日/28日) 以上の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として農政部が所管する農業農村整備事業の全ての工事とするが、社会的要請や現場条件の制約等により、発注者が「週休2日」試行工事に適しないと判断する以下の工事については、対象外とすることができる。

(1) 社会的要請等により、早期の工事完成が望まれる工事(例: 災害復旧工事、供用時期が公表されている事業に関連する工事)

(2) 現場条件の制約等により、連続施工を余儀なくされる工事(例: トンネル工事等)

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特別仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(実施手続)

第5条 受注者は、施工計画書の提出前に「週休2日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。

なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項から第4項までの規定は適用しな

い。

- 2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表(別紙1)」(以下、「計画実績表」という。)を発注者に提出する。
- 3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。(別図参照)
- 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、4週8休以上の休日確保に満たない場合は、その状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

2 補正方法

- 労務費＝労務費合計×週休2日補正係数
- 機械経費(賃料)＝機械経費(賃料)合計×週休2日補正係数
- 共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数
- 現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

(実施証明)

第7条 「週休2日」試行工事を実施した工事で、4週6休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した実施証明書(別紙2参照)を発行する。

(留意事項)

第8条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。

(5) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

(市場単価方式による週休2日の補正)

第9条 市場単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。